



---

## ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドが小松製作所<6301>株式の大量保有報告書を提出



小松製作所<6301>について、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドが7月12日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約による顧客の資産運用。」によるもの。

報告書によると、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドの小松製作所株式保有比率は、5.50%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年7月8日。